

## 当院における嚥下食の現状

○藤原直美 安本朋人 谷本直子 稲次正敬 湊省 稲次圭 稲次美樹子

平成 28 年度の診療報酬改定により、栄養指導料算定対象が従来の厚生労働大臣が定めた特別食を必要とする患者に加え、がん患者・低栄養状態の患者・摂食嚥下機能が低下した患者にも拡充された。

そこで当院でも上記算定にあたり拡充項目の一つである摂食嚥下機能が低下した患者さん又は家族様に対して嚥下食の内容や調理方法をわかりやすく指導するために現状の嚥下食の再確認と今後の課題をまとめたのでここに報告する。

現在提供している嚥下食の基準は、2007 年に嚥下ピラミッドを参考に作成した。トロミは水分 200 c c に対してとろみ剤 5 c c ・ 10 c c ・ 15 c c の三段階。

食事は、開始食・嚥下食Ⅰ・嚥下食Ⅱ・移行食の 4 段階を導入している。

この段階食を「日本摂食・嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2013」にあてはめると開始食はコード 0 j、嚥下食Ⅰはコード 1 j、嚥下食Ⅱはコード 2-2 あるいはコード 3 に、移行食はコード 3 あるいはコード 4 に相当し、今後はコード 2-1 に相当する嚥下食形態を導入する必要があることがわかった。

さらに患者様が、嚥下食摂取に対する抵抗感を少しでも軽減できるように、引き続き内容の検討を重ねるとともに、栄養指導により患者様に理解を深めていただけるよう努める必要がある。